

長崎市農業委員会 令和 8 年 8 月総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 8 月 28 日 14 : 30 開会
15 : 45 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 村田 美津枝

4 出席農業委員（18 名）

岩本 隆	尾崎 正孝	上川 満治	河平 久明	城戸 利美
木村 眞実	柴原 恵	野中 麻美	野本 英世	平尾 政博
増田 茂	松尾 隆治	峰 忠幸	村田 美津枝	森内 悟己
森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀		

5 欠席農業委員（1 名）

岩永 一也

6 出席推進委員（22 名）

浦川 英敏	浦川 雅晴	小方 貴子	川口 智也	久保 正
田中 幹生	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野口 洋太郎
本田 雅博	松浦 行信	松尾 健人	松林 和幸	松本 貞幸
松本 守	三浦 芳人	宮崎 好徳	山口 栄治	山口 憲昭
山下 和孝	吉岡 信夫			

7 欠席推進委員（2 名）

今村 秀喜 橋口 清

8 出席職員

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

9 議事

【付議事項】

- (1) 長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について
- (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請について
- (4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (6) 非農地の判断について
- (7) 長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について

【その他の事項】

- (1) 農業委員会系統組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集について
- (2) 全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について
- (3) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (4) 令和 8 年 9 月、10 月の行事予定について

○事務長 それでは、ただ今から令和 8 年 8 月農業委員会総会を開会いたします。

議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、8 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。また、大変猛暑の中、皆さん元気でご出席いただきありがとうございます。それでは座って議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を事務局からお願いします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 19 名のうち 18 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 24 名のうち 22 名でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指名させていただきます。河平久明委員と城戸利美委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○河平農業委員・城戸農業委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。本日は、付議事項が 7 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の聴取について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第 1 号議案「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見の

聴取について」ご説明いたします。左上に①と記載のある議案書の 1 ページをご覧ください。長崎農業振興地域整備計画の変更に関して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、長崎市長から農業委員会に意見を求められているもので、編入の申請が 3 件あっております。

まず、第 1 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。申請者は、長崎市長で、職権による農用地区域への編入申請になります。申請地は、〇〇さんほか 2 名が所有する田中町の農地 4 筆、1,706 ㎡です。申請地の位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。〇〇の〇に位置しております。次が 5000 分の 1 の農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が現地の写真です。申請地はいずれも地域計画の目標地図に含まれている生産性の高い優良農地であり、今後長期的に農業振興を図っていくことが見込まれ、農用地区域に編入し、本地域の整備に関して必要な施策を計画的に推進することで、地域の担い手へ農地の集積・集約化を図ろうとするものであります。本地域の農業振興を図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、8 月 19 日に城戸農業委員と松尾推進委員に確認いただいております。本議案についての意見は、現地調査を行った城戸農業委員より報告をお願いします。

〇城戸農業委員 現地調査についてご報告いたします。申請地はいずれも地域計画の区域内に含まれている生産性の高い優良農地であり、今後長期的に本地域の農業振興を図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。報告は以上です。

〇農政管理係長 次に第 1 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書 3 ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんで、農用地区域への編入申請になります。申請地は、〇〇さんが所有する琴海形上町の農地 2 筆の 2,663 ㎡です。申請地の位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。〇〇の〇に隣接しております。次が 5000 分の 1 の農用地

区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が現地の写真です。申請地は果樹経営支援対策事業を活用して、園内道の整備及び現在栽培している渋柿をはるかへ改植するため、当該事業条件を満たすよう農用地区域への編入申請があったものです。本地域の農業振興を図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、8月18日に野中農業委員と田中推進委員にご確認いただいております。本議案についての意見は、現地調査を行った田中推進委員より報告をお願いします。

○田中推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は園内道の整備及び渋柿をはるかへ改植する計画であり、今後長期的に本地域の農業振興を図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。報告は以上です。

○農政管理係長 次に、第1号議案3番についてご説明いたします。議案書4ページをご覧ください。申請者は〇〇の〇〇さんで、農用地区域への編入申請になります。申請地は〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆の2,085㎡です。申請地の位置図につきましてはスクリーンをご覧ください。〇〇の〇に位置しております。次が5000分の1の農用地区域の表示図です。次が拡大した表示図です。次が現地の写真です。申請地は、果樹経営支援対策事業を活用して、ブドウを栽培するため、当該事業条件を満たすよう農用地区域への編入申請があったものです。本地域の農業振興を図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。現地調査につきましては、8月18日に平尾農業委員と久保推進委員にご確認いただいております。本議案についての意見は、現地調査を行った久保推進委員より報告をお願いします。

○久保推進委員 現地調査についてご報告いたします。申請地は作業効率を向上させるため、高樹齢化した果樹をブドウへ改植する計画であり、今後長期的に本地域の農業振興を

図るため、農用地区域への編入は必要であると考えられます。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。第 1 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 1 号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 1 号議案について、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 2 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第 2 号議案 1 番についてご説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の西山 4 丁目の農地 1 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営規模の縮小のため、譲受人は借入地を購入し、農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用

要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第４号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は２人で５００日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては岩本隆委員よりご報告いただきます。

○岩本農業委員 現地調査についてご報告いたします。８月３日に私と浦川推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。申請地はショウガの栽培を行います。第６号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第２号議案２番についてご説明いたします。議案書は引き続き５ページをご覧ください。本件は、議案記載の西山一丁目の農地１筆について、譲受人が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は遠方に居住し、将来的に管理継続ができないため、譲受人は申請地と隣接家屋を譲り受け、畑として利用するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第３条第２項の許可要件につきましては、第１号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第４号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は２人で２３０日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては浦川英敏推進委員よりご報告いただきます。

○浦川（英）推進委員 現地調査についてご報告いたします。８月１７日に私と岩本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第６号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 次に、第 2 号議案 3 番についてご説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。本件は、議案記載の多以良町の農地 1 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は新規に農業を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 300 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては小方貴子推進委員よりご報告いただきます。

○小方推進委員 現地調査についてご報告いたします。8 月 17 日に私と野本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 2 号議案 4 番についてご説明いたします。引き続き議案書の 6 ページをご覧ください。本件は、議案記載の高島町の農地 1 筆の一部について、賃借権の設定を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、賃貸人は、農産物の栽培事業用地として活用させるため、譲受人は農産物の栽培事業を行うためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面

積もないため要件を満たしております。第４号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は７人で１９６０日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては松本貞幸推進委員よりご報告いただきます。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。８月１０日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第６号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第２号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第２号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第２号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

続きまして、第３号議案「農地法第４条第１項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第３号議案「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。議案書の７ページをご覧ください。本件は議案１番に記載する蚊焼町の農地２筆について、宅地及び雑種地の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第３種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。もともと、宅地に隣接する農地でしたが、中央に市道が通っていることで分断され、現在は農地としての利用が困難な状態となっております。そのため、今回は宅地の駐車場及び防風林を目的とした内容になっております。雨水排水につきましては、自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。左の写真が海岸沿いの防風林となっており、右の写真が宅地駐車場を設置予定です。現地調査につきましては、松本貞幸推進委員より報告をお願いいたします。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。８月１８日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は市道により分断された土地で、隣接する宅地の駐車場と防風林として、それぞれ転用予定です。隣接する農地もないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第３号議案についてご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第３号議案について、許可意見を

付して、知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 3 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。本件は議案の 1 番に記載する西海町の農地 1 筆について、隣接する太陽光発電所の設備点検に必要な資材置場設置の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。太陽光発電パネルや設置用の資材を保管し、作業場も兼ねております。雨水排水につきましては、道路側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては松林和幸推進委員より報告をお願いいたします。

○松林推進委員 現地調査についてご報告いたします。8 月 17 日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は草木を伐採し、隣接する太陽光発電施設の資材置場となる予定です。隣接する農地もなく、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○農地係長　引き続き、議案書の 8 ページをご覧ください。本件は議案の 2 番に記載する北浦町の農地 2 筆について、鉄塔建替工事に必要な資材置場及び現場事務所設置の目的で一時的転用許可の申請がなされたものでございます。なお、本件については、9 月の長崎県農業会議の常設審議委員会に諮問する予定となっております。理由といたしまして、農地法第 4 条第 5 項に「農業委員会が必要に応じ、農地転用に関して農業会議に意見を聞くことができる」旨の規定があり、これに基づき長崎県内の農業委員会会長・事務局長会議の取り決めにより、「通常諮問案件は農地面積が 30a 以上の転用が対象となるが、面積が 30a 以下でも 10a 以上の第 1 種農地、甲種農地等の転用については農業会議に諮問する」という申し合わせ事項があるため、今回は諮問を行うものです。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したのになります。当該地は第 1 種農地であり、原則として許可できない農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるための申請となります。次が平図面でございます。1708 番 1 の一部及び 1708 番 2 の農地が対象となります。雨水排水につきましては、自然流下及び道路側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。なお、今回の事業目的は、長崎市南部方面へ電力を供給する送電線「長崎江川線」の鉄塔において、鉄塔の新設及び建て替え工事に伴う資材置場及び現場事務所の設置になります。申請の期間は 1 年半となっております。次が現地の写真です。現地調査につきましては浦川雅晴推進委員より報告をお願いいたします。

○浦川（雅）推進委員　現地調査についてご報告いたします。8 月 19 日に私と河平農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は九州電力の送電線鉄塔の新設・建替工事の現場事務所・資材置場に利用される予定で、1 年 6 か月間の一時転用になります。雨水

排水等の環境面について特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第４号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

○上川農業委員 ４号議案の２の案件ですが、これは率直に地域住民の理解を得られてのことでしょうか。このすぐ上が私の自宅でございます、全然話を伺っておりません。そういうことで諮問機関まであげるという予定でよろしいのでしょうか。

○農地係長 調査時に施工者の方ともお話ししたところ、隣接地の方については内容、目的等から説明する予定とおっしゃっていましたが、改めて申請者に対して農業委員会から話をしまして、確実に地元への説明を行ったうえで諮問するという運びにしたいと思っております。

○上川農業委員 この場所というのは土地改良事業で先人の方々が苦勞されとった山を工事をされて、うちの地域にとっては大変重要な優良農地でございます。だから、休耕地であろうとも、やはり農業委員会としては農業振興という形での持って行き方を考えないと、我々が何をやっているのかと。たとえば狭い農地で、一生懸命農地を守っていかれてる方もおられるわけですよ。簡単にこのように変貌すれば、連鎖的にこのようなことをやっていいんだというようなことが、今からもなきにしもありません。だからこそ、諮問機関にいくまでも、その手前でそういうことをもう一回、地権者と確認してやっていただきたいというのが私の率直な意見でございます。以上です。

○農地係長 承知しました。

○議長 ここはそのまま使うんですかね。

○農地係長 伐採、除草をしまして、土を均したうえで、砂利を敷設するのですが、土と混ざらないようにシートを敷きまして、その上に砂利をおいて、車両等の重量がかかるところには鉄板を敷くということで、1 年半後には必ず農地に復旧できるよう施工を行います。

○議長 分かりました。他にありませんか。ないようでしたら、上川委員から意見が出ましたので、事業者に対して説明をきちんとするようお願いをしてもらおうということよろしいでしょうか。

— 意見等なし —

○議長 それでは皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 4 号議案について、1 番は許可意見を付して知事に進達することとし、2 番は第 1 種農地の転用案件であるため、長崎県農業会議に諮問することとし、その後、県農業会議の意見を付して、知事に進達いたします。

続きまして、第 5 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」ですが、2 番は〇〇委員が対

象の案件となっていますので、他の議案と分けて審議いたします。それでは 2 番以外について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 5 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 9 ページをご覧ください。本件は、議案記載の木場町の農地 1 筆について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規就農者であり、設定後の経営面積は 287 m²となり、利用につきましてはブルーベリーの栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員から報告いたします。

○浦川（英）推進委員 現地調査について報告します。8 月 3 日に私と岩本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはブルーベリーの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして 3 番についてご説明いたします。議案書の 10 ページをご覧ください。本件は、議案記載の宮崎町の農地 1 筆 885 m²について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により現在の借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、8,039 m²と変わらず、利用につきまし

ては花卉トルコキキョウの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、森保欣也農業委員からご報告いたします

○森保農業委員 3番の現地調査について報告します。8月4日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、花卉の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして4番についてご説明いたします。議案書は引き続き10ページをご覧ください。本件は、議案記載の琴海村松町の農地4筆、計11,031㎡について長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5年の賃貸借により借受人へ利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、13,993㎡と変わらず、利用につきましては果樹のブドウ、ナシ、カキの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては川口智也推進委員からご報告いたします。

○川口推進委員 現地調査について報告します。8月5日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定で、利用につきましてはブドウ、ナシ、カキなどの栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 次は 5 番についてご説明いたします。議案書は 11 ページをご覧ください。

本件は、議案記載の琴海戸根原町の農地 1 筆 591 m²について長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。

また、今説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 6,358 m²となり、利用につきましては露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員からご報告いたします。

○田中推進委員 現地調査について報告します。8 月 5 日に私と平尾農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 5 号議案 2 番以外について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 5 号議案 2 番以外について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 5 号議案 2 番以外について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、2 番の審議に入りますので、○○委員は一旦退席をお願いします。

— ○○委員退席 —

○議長 それでは第 5 号議案 2 番の説明と現地確認の報告をお願いします。

○農地係長 それでは、第 5 号議案 2 番についてご説明いたします。議案書は 9 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆の 1,909 m²について、長崎県農業振興公社が 19 年 11 か月の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、19 年 11 か月の賃貸借により、利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 14,304 m²となり、利用につきましてはビワの栽培を行う予定です。なお、期間の設定につきましては、先月審議を行った別の利用権設定と終期を合わせるため 19 年 11 か月としております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員からご報告いたします。

○山口（憲）推進委員 現地調査について報告します。8 月 4 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定で、利用についてはビワの栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第5号議案2番について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案2番について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案2番について、計画相当と認めることに決定いたします。それでは〇〇委員の復席をお願いします。

— 〇〇委員復席 —

○議長 続きまして、第6号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○農地係長 それでは第6議案1番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書の12ページから16ページをご覧ください。16ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は伊王島町二丁目の計355筆、計74,612.03㎡でございます。なお、全筆とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はありません。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲

は伊王島町の南半分、沖ノ島地域の南側になります。次が拡大したものが 7 枚ございます。
次が現地の写真です。現地の写真が 7 枚ございます。現地調査につきましては、調査を行いました松本貞幸推進委員よりご報告いただきます。

○松本（貞）推進委員 現地調査についてご報告いたします。6 月 10 日に森保農業委員及び事務局と伊王島二丁目について現地確認を行いました。調査を行った 355 筆はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 6 号議案の 2 番から 5 番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の 17 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 4 件、合計筆数が 19 筆、合計面積 5,514 m²について、非農地通知申出が提出されております。

それでは 2 番について説明いたします。対象となる農地は本河内三丁目の 1 筆で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、これから説明する 3 番、4 番と併せて、後ほど浦川委員より報告いたします。

続いて、3 番について説明させていただきます。対象となる農地は、立山五丁目の農地 8 筆及び西山一丁目の農地 2 筆、計 10 筆で詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。4 枚ございます。

続いて、4 番について説明させていただきます。対象となる農地は、西山一丁目の農地 1 筆及び立山五丁目の農地 6 筆、計 7 筆で詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○に位置し

ております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては浦川英敏推進委員より、2番から4番、3件合わせて報告をお願いいたします。

○浦川（英）推進委員 現地調査についてご報告いたします。8月3日及び17日に、岩本農業委員及び事務局とで現地確認を行いました。2番から4番の申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて5番について、説明させていただきます。対象となる農地は川内町の農地1筆で、詳細は議案書記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松本守推進委員より報告をお願いいたします。

○松本（守）推進委員 現地調査についてご報告いたします。7月15日に尾崎農業委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第6号議案についてご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 6 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、第 7 号議案「長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは第 7 号議案「長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」説明いたします。左上に①-1 と記載があります、付議事項 7 の議案書の 1 ページをご覧ください。長崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、農業委員会の取り組むべき業務として、「農地等の利用の最適化の推進」が明確に位置付けられたことに伴い、同法第 7 条の規定に基づき、平成 29 年 7 月 28 日に定めたものです。当該指針は、3 年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に検証・見直しを行うこととしており、今年度がその検証・見直しを行う時期にあたること、及び令和 4 年 2 月に農林水産省経営局長及び同省経営局農地政策課長より通知のあった「農業委員会による最適化活動の推進等について（ガイドライン）」に基づき設定する農業委員会の活動及び成果目標と整合性を図る必要があるため、今回、見直し（案）についてご審議をいただくものです。

議案書の 2 ページをご覧ください。指針の新旧対照表（案）でございます。左側が今回の見直し（案）で、右側が令和 5 年度に改正した現在の指針です。左側の朱書き下線の部分が見直した箇所になりますが、主なところを説明させていただきます。まず 7 ページの第 2 の「1 遊休農地の発生防止・解消について」の「（1）遊休農地の解消目標及び目標設定の考え方」ですが、3 年前の改正時において、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で、緑区分の遊休農地 69.4ha を解消する目標としていましたが、令和 7 年度末時点におい

て 47.2ha が残っている状況であり、令和 8 年度末の目標達成が難しい見込みであるため、目標期限を令和 8 年度以降 2 年間延長し、本指針の次期見直し時に達成することを新たな目標といたします。

次に 8 ページの「(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法」ですが、④に農地の相続登記届出に関する周知を追加しております。これは、相続登記の放置を原因とする遊休農地が一定存在することから、農地の適正管理の指導に努める必要があると考えております。以上が、指針（案）の主な見直し内容になります。

なお、議案書 6 ページから 11 ページに新旧対象表を、12 ページから 15 ページにガイドラインの内容を掲載した資料を添付しておりますので、ご参照ください。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 7 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 7 号議案について、原案のとおり見直すことに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第 7 号議案について、原案のとおり見直すことに決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1「事務局長専決事項の報告について」事務

局から説明をお願いします。

○農地係長 それでは、報告事項 1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。左上に②と記した報告事項の資料の 1 ページから 4 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が 2 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は 3 件でした。計 5 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、8 月 10 日に開催されました。資料は、3 ページから 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項 1「農業委員会系統組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 その他の事項 1「農業委員会系統組織による「令和 8 年熊本地震義援金」の募集」についてご説明いたします。左上に③と記載された資料の 1 ページをご覧ください。 8 月 17 日付けで、長崎県農業会議から協力依頼がっております。依頼内容についてですが、先日の熊本地震で被災された農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、1 口 1,000 円の義援金の募集となっております。本市農業委員会としては、委員 1 人 1,000 円、合計 43,000 円を募金することとしてはどうかと考えております。募金の方法については、互助会会計の会費から支出するか、もしくは会費と別に 9 月報酬から募金 1,000 円を引き去る方法があります。なお、先日の運営委員会にお

いては、9月報酬から1人1,000円を引き去り、合計43,000円を募金することでもいいのではないかと、この意見をいただいております。皆さんの意見をお聞かせください。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、1人1,000円を9月報酬から引き去り、合計43,000円を募金することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」、及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者数目標の達成状況について」ご説明させていただきます。その他の事項の資料3ページをご覧ください。現在の購読部数は先月の報告以降、1件の新規申込がありましたので、今年度の目標部数102部に対し、現購読部数は86部となっております。なお、先月の総会の折にもお願いしておりましたが、新しい委員さんには購読の申し込みをお願いしたいと思います。また、資料の4ページですが、農業者年金加入者については今年度の目標である新規加入者3名に対し、実績はまだありません。どちらも目標達成に向けて引き続きご協力いただきますようお願いいたします。

次に、その他の事項 3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」説明いたします。資料の 6 ページ及び 7 ページに令和 8 年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。ご自身が把握している活動日数と相違がある場合は、事務局までご連絡ください。また、前回の総会でお伝えしましたが、推進委員の皆さんについては、活動記録が入力できるアプリが入ったタブレットをお渡しする準備が整っております。ただ、個人情報が見ることができるものになるため、取り扱いには十分な注意が必要です。本日お渡ししようと思ったのですが、夜の懇親会があり紛失等の恐れもあるため、来月の 9 月総会時にお渡ししようと考えております。そして、その時に合わせて希望者に対して操作説明などさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。その他の事項 2 及び 3 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他にご意見、ご質問、ご報告などございませんか。何でも結構です。

○上川農業委員 先月、事務局にお願いしておりました北浦町のソーラー施設についての対応をどうされるのかという回答をいただいておりますので、ここでご紹介いただければと思います。

○農地係長 北浦町のソーラーパネルにつきましては、私と転用担当と事務長で現地を確認して張り紙をしました。一応電話で連絡を取ってるんですが、まだ電話に出てくれない

状況なので、郵送でこちらに出てきて事情を説明するように今のところ予定をしているところでございます。以上です。

○上川農業委員　ぜひとも強気な姿勢で対応をしていただくようにお願いします。あと、このようなことがあると先ほども言いましたけれども、委員会の立場は何なんだというようなことを、今から担当される方々も、ないがしろにされていくのは困りますのでそこらへん強くお願いしたいと思っております。

○農地係長　分かりました。

○議長　今の違反転用の太陽光について上川委員からお話があったんですけれども、皆さん方もぜひ周辺を十分注意をしていただいて、無断転用があるような場合は、すぐさま事務局に報告するなり、執行者に話を聞いて、事務局へ連絡をして対応をしていただくように、またそういったことで地元委員の皆さま方のご協力もよろしくお願いしたいと思っています。

○森山農業委員　8月25日午後から琴海文化センターにおいて、「地域計画と琴海農業を語る会」と題しまして、琴海地区の農業者、鈴木市長さん、農業委員会、農林振興課など関係機関約70名あまりで意見交換を行いました。長崎新聞にもありましたが、ハウスリース事業をして新規就農者が7年間で15名来られたということで、皆さん全然農業の経験はなかったけれども、1年目から成果を上げていますよとイチゴ部会から話がありました。しかし、今後雇用の問題あるいは資材の高騰とかいろんな面で関係機関にご支援をしていただけないかというような話があっております。それで夕方からはバーベキューということで、皆さん和気あいあいにいろんな農業問題を語り合ったところでございます。以上で

す。

○議長 ありがとうございました。他にございませんか。

○城戸農業委員 農業振興上の課題ということで、農林振興課が分からないんですが、おかげでイノシシがだいぶ減少したんですけど、7月6日からのゼロ降雨による農業生産物がものすごく枯死してしまいまして、みんなヒーヒー言ってるんですよ。そこで、被害調査じゃないけれども、そこらへんの把握は農林振興課であるのか分かりませんが、ただ雨が降るのを待っとくというだけではどうかなと危惧しております。というのはソフト面で雨ごい浮立の練習してるんですよ。これは昔から伝統があって260年の歴史があるんですけれども、それをすればイノシシも減った、雨も降ったという2つの効果がありまして、行政としてもそういう干ばつ対策及び被害対策調査をやっぱりつかんでおく必要があるんじゃないかと思っています。水田にしても畑にしても割れてしまいよるとですもんね。そこらへんどこの地区も同じと思うんですけれども、なんかいい知恵があればと思って、ご提案をしたいと思います。

○局長 情報をいただきましてありがとうございます。実はご心配の件なんですけれども、すでに一部の地域の方からは直接農林振興の方に干ばつになりそうだということで、ご相談が来ているところでございますので、農林振興課の職員が現地を回りまして、何かできる対策がないかというところで、今長崎市で申し上げますと水の関係は上下水道局があるので、そことできる対策が何かないものかとちょうど話をさせていただいているところでございます。別の地域につきましても被害を把握するようにという指示を出しておりますけれども、そこは現地を回れていない状況でございますので、急いで把握をしたいと思っておりますし、もしどこかという情報がありましたら直接農林振興課でも結構ですし、事務局

を經由しても結構ですのでお伝えいただければ、私ども現地の把握を急ぎたいと思っていますので、情報をお寄せいただければと思います。以上です。

○議長 他にございませんか。

○松尾（健）推進委員 農地は田んぼとか畑は分かるんですけども、原野とか山林は農地に含まれるんでしょうか。違法農地に駐車場にしてはいけないとか、資材置場にしてはいけないとか、パンフレットを見たんですけども、山林とか農地にちょっと加えて駐車場にしたりとか資材置場に貸したりとか、そういうのは農業委員会的には違法転用になるんでしょうか。

○農地係長 簡単に申し上げますと、駐車場とか資材置場は無断でやると当然、違反転用となりますので、私どもが指導を行います。原野とか山林に関しましては、非農地判断というものがあるんですけども、2 つパターンがありまして、本人さんから耕作が不可能になった土地、山林化している土地は農業委員、推進委員で現地調査を行い、総会で審査のうえで、非農地通知を出します。もう一つは伊王島とか高島とか、すでに農業を行っていないような集団であるような山林化しているところ、これも同様に委員が現地調査を行い総会に諮り、職権で農地ではないという判断をして土地の所有者に通知を行っております。以上です。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら最後に、その他の事項4「令和8年9月、10月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで 8 月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。